

仙台港周辺地域インバウンド受入体制等調査検討業務 企画提案募集要領

この要領は、仙台港周辺地域インバウンド受入体制等調査検討業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 案件名 仙台港周辺地域インバウンド受入体制等調査検討業務
- 2 事業目的

国の新たな観光ビジョンにおいて、東北観光の拠点として仙台市及び仙台空港を含む周辺エリアの「復興観光拠点都市圏」の形成を目指し、重点的な支援が行われることになったことから、本県では「仙台・松島復興観光拠点都市圏形成推進計画」を策定し、仙台・松島復興観光拠点都市圏を構成する6市3町の多様な関係者による観光地域づくりを推進する「地域連携DMO」の設立などを進めているところである。当該推進計画では、仙台地域、松島地域、及び空港周辺地域が拠点都市圏の範囲と位置付けられ、なかでも仙台地域における「仙台港周辺」では、仙台港への大型クルーズ船の就航が空路、陸路に次ぐ第3のルートとして着目されており、観光復興の方向性の柱の一つとして期待されている。

現在、仙台港周辺地域は「三井アウトレットパーク」や「仙台うみの杜水族館」などの集客施設の進出が進み、一定の賑わいが創出されているが、さらなる賑わい創出のためには、インバウンド施策を活用・推進することにより外国人観光客等を誘客し、海の国際観光拠点の形成に向けて、受入環境の整備を図っていく必要がある。なかでも、東北の空の玄関口である仙台空港や松島などの観光地と海の玄関口である仙台港周辺地域を、誘客面においていかにつなぐかが課題となっている。

こうした状況のなか、平成29年4月に立地企業のほか宮城県、仙台市等による官民連携の下、賑わい創出の推進母体として「仙台港周辺地域賑わい創出コンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」という。）が設立され、その主たる活動内容に「インバウンドの受入に対する検討と実施」を掲げている。仙台港周辺地域へのインバウンド誘客策を効果的に推進するためには、コンソーシアムと関わりを持ちながら今後の施策方針や事業方策をとりまとめることが必要不可欠となっている。

本調査検討業務は、「仙台・松島復興観光拠点都市圏形成推進計画」に位置付けられた「仙台港周辺」において、仙台空港民営化や仙台港への大型クルーズ船の就航強化に伴い増加が見込まれるインバウンドの本地域への誘客方策、仙台市街地及び松島等他観光地との連携策、仙台港周辺地域内や仙台空港及び他観光地への二次交通等について検討を行い、実施すべき事業を具体化することを目的としている。

3 業務内容

(1) 実施計画書の作成

本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で業務を実施するものとする。実施計画書には、業務の実施方法、業務工程表及び従事者の氏名を記載すること。

(2) 仙台港周辺地域への外国人観光客の誘客に向けた現状・課題の把握及び分析等の実施

仙台港周辺地域への来訪者全般に関する現状と課題を把握するとともに、仙台港周辺地域が持つ地域資源の訴求優位性や位置特性、隘路となっている二次交通等について分析すること。なお、現状・課題の把握においては、仙台港周辺地域を訪れた来訪者の動線に関する調査及び外国人旅行客のニーズ調査と固有の課題を把握すること。

(3) インバウンド誘客事業案の具体化

調査結果に対する分析・検討を行い、訴求効果の高い誘客事業（ソフト、ハード問わず）を4案以上提案すること。なお、事業主体の具体化と概算事業費の算定を行い、実現性の高い提案とすること。

(4) 事業化によるインバウンド誘客効果のとりまとめ

誘客案の事業化による費用対効果を検証した上で、事業化した場合のインバウンド誘客効果を考察すること。最後にまとめとして、調査結果に基づき、仙台港周辺地域において優先的に取り組むべき事業について提言すること。

(5) コンソーシアムとの連携

調査や検討した内容はコンソーシアムと情報共有し、誘客策の立案に当たっても意見を聴取すること。

(6) 調査内容に関する発注者との協議

調査の進捗状況について、定期的に調査検討内容及び成果等を発注者に報告するとともに、必要な都度、調査の内容又は方向性について協議すること。

4 予定契約期間

契約締結日の翌日から平成30年3月16日まで

（中間報告を10月27日までとりまとめ）

5 実施場所 仙台港周辺地域ほか

6 成果品

以下のものについて、製本版10部とあわせて電子データファイル（CD-R）を納品すること。

(1) 成果報告書（A4版）

(2) 成果報告書概要版（A4版）

(3) その他関連資料一式（調査・打合せ記録など）

第2 応募資格

1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、発注者の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

(4) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者の共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。また、発注者は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（発注者との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第3 スケジュール

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 1 企画提案募集開始 | 平成29年5月16日（火） |
| 2 質問受付期限 | 平成29年5月23日（火）午後3時まで |
| 3 質問への回答 | 平成29年5月26日（金） |
| 4 企画提案への参加申込及び
企画提案書提出期限 | 平成29年6月5日（月）午後3時まで |
| 5 選考結果の通知（予定） | 平成29年6月15日（木） |

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 平成29年5月23日（火）午後3時

(2) 提出方法

① 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにて提出すること。

② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kigyo-kp@pref.miyagi.jp（宮城県企業局公営事業課 担当：菅原，鈴木）

③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

2 参加申込及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

② 宣誓書（様式第3号） 1部

③ 同種・類似業務の受注実績（任意様式） 1部

過去5年以内に受託した業務の業務名、業務内容、契約金額、履行期間、契約の相手方が分かるもの（契約書の写しなど）

④ 企画提案書（任意様式。A4版片面印刷） 10部

企画提案書の構成は、別紙「企画提案書の構成等について」のとおり。

(2) 提出期限 平成29年6月5日（月）午後3時（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 宮城県企業局公営事業課 企画調整班（宮城県庁行政庁舎15階）

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において企画提案書により審査する。選定委員ごとに提案者の評価点を計算し、最高点を付けた委員数が多い提案者から順に順位を決定し、第1位と決定された者を業務委託候補者とする。また、最高点を付けた委員が同数となった提案者がいる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を選定し、それでもなお同点の提案者がいる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を選定する。なお、プレゼンテーションは行わない。

2 選考結果の通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案者に審査結果を通知する。

第6 評価基準・配点

1 次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

(1) 企画提案内容（80点）

- ・仙台港周辺地域の現状や課題、特色の把握方法及び分析の手法とその考え方は適切か。（20点）
- ・インバウンドの調査の内容及び分析・検討の考え方は適切か。（20点）
- ・インバウンド誘客事業案の立案方法や考え方は適切か。（20点）
- ・コンソーシアム等との連携は事業内容に沿っているか。（10点）
- ・業務の流れ、スケジュールは適切か。（10点）

(2) 事業の実行力（20点）

- ・執行体制及び経費配分は適切か。（10点）
- ・同種又は類似業務の受注実績があるか。（10点）

2 予定価格

この業務に係る予定価格は10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、参加申込者を失格とする。

- (1) 本実施要領等に従っていない場合
- (2) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (3) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (4) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (5) 既発表済の内容と酷似した提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書等の再提出は認めない。

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書等の取り扱い

提出された提案書等は、返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて参加申込者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て発注者に帰属するものとする。

(5) 発注者は、本公募型プロポーザル方式を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による業務委託候補者の選考を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次発注者と協議することとする。

(7) 企画提案に当たっては、関係法令及び条例を遵守すること。